

復興大臣 西銘 恒三郎 様

双葉町の復興等  
に向けた重点要望について  
(要望書)

令和4年5月

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では令和2年3月に特定復興再生拠点区域の一部及び避難指示解除準備区域において、避難指示後初めて避難指示解除が実現したところですが、その区域は町域のわずか4%であり、残りの96%は依然として帰還困難区域となっており、東日本大震災から11年以上が経過した現在においても、未だに町民全員がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

このような中、双葉町は平成29年8月に帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とするための特定復興再生拠点区域が指定され、除染やインフラ復旧に取り組んできました。復興庁等関係機関のご尽力もあり、令和4年6月以降に当該区域の避難指示解除を目指すところまでこぎつけることができました。それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、昨年8月に政府の原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定され、「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進める」とされており、一定の前進であると受け止めていますが、具体的な見通しは詳細には示されていません。

双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の処理問題など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なります。

双葉町の復興は、まだスタート地点に立ったばかりであり、さらなる復興には帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組が不可欠です。また、帰還困難区域に居住していた町民の避難生活の長期化、高齢化も進んでおり、残された時間は長くはありません。双葉町の抱える帰還困難区域の避難指示解除、住民帰還が早期に実現し、ふるさと双葉町を一日でも早く取り戻すことができるよう、次の通り切実に要望いたします。

## ○特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

昨年8月に原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興拠点再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、また、町内全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速について以下のとおり要望いたします。

- 希望する町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。また、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。
- 現在、双葉町民は全国の自治体に避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。また、帰還に際しても、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、双葉町に週末のみ滞在するなどの多様なパターンが想定される。帰還を促進するため、長期に渡る避難生活の実態に即した帰還形態を認めること。

## ○復興のスタートに立つ双葉町への重点的サポート

平成 23 年度～令和 2 年度までの復興に対する事業規模は全体で約 31 兆円である一方、令和 3 年度～7 年度の第 2 期復興・創生期間における事業規模は全体で約 1.6 兆円、そのうち福島県関係は約 1.1 兆円とこれまでの 10 年間と比べると格段に少ないものとなっています。

原子力災害で大きな被害を受けた双葉町は、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除は令和 4 年 6 月以降の予定としており、復興の状況は他の市町村と比べて大きく異なり、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除をもって、ようやく復興のスタートラインに立つに過ぎません。

震災から 11 年以上が経過し、復興がスタートする当町の各種取組の推進に対する支援について、以下のとおり要望いたします。

- 国においては、第 2 期復興・創生期間においても、双葉町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、移住・定住などのソフト事業はもとより、ハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- まちづくりにあたっては、利用される見込みのない空き地・家屋等の建物や、本来目的での利用意向のない公共施設を、帰還・移住等環境整備推進法人を含め、民間の活力を生かして有効に活用することが有意義であることから、予算措置や税制措置等の拡充等、継続的な支援を行うこと。
- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、既に避難指示が解除された地域と取り扱いに不平等が生じないように特段の配慮を行うこと。



(本件事務取扱)

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 藤岡 俊之

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28